

重量貨物車の対距離課金(EU指令)

- 国境をまたがって長距離の移動をすることが多い重量貨物車を対象に、インフラ利用に関する負担の公正の観点から、一般的な道路インフラ課金に関するルールを制定(EU指令)。
- これに基づき、各國は課金制度を検討し、各自の判断で導入。

重量貨物車課金に関する EU指令の概要

- 重量貨物車両は、他の交通機関に比べて、インフラ費用の負担が少なく、環境への負荷も大きいことから、「原因者負担の原則」等の考え方に基づき、適切な課金制度を適用できる
- 料金の水準は当該道路網の建設費、維持管理費により決定する
- 加盟国は、環境負荷の軽減、混雑の緩和、道路の損耗の最小化等を図るために、大気汚染・騒音の基準または時間帯に応じて料金の料率を変化させることができる

※1999年制定

※2006年に課金対象を車両総重量を12トン以上から3.5トン以上に引き下げるなどを改正

※2011年6月には、外部費用課金として、大気汚染、騒音に関する課金を可能とするなどの改正案をEU議会で議決

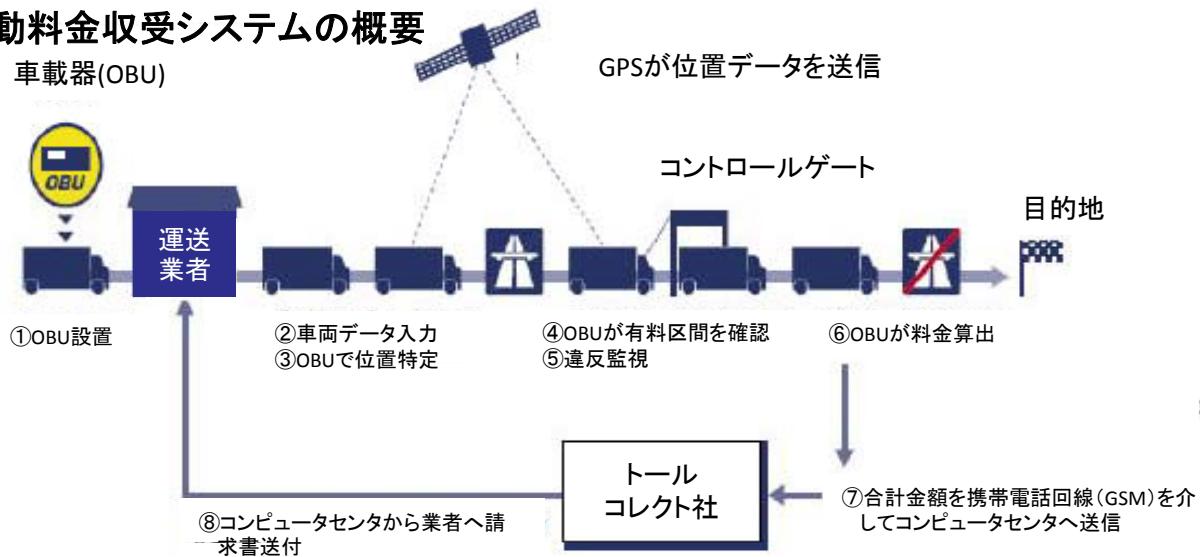
EU指令に基づく課金導入状況

課金方法等	導入している主な国 (導入時期)
対距離課金システム 〔無線方式などにより、 通行距離に応じて課金〕	スイス(2001年) オーストリア(2004年) ドイツ(2005年) 等
ビニエット方式 〔ステッカー購入などにより、 一定期間の利用に課金〕	ベルギー(1995年) スウェーデン(1995年) デンマーク(1995年) ハンガリー(2000年) ポーランド(2002年) ブルガリア(2004年) 等

ドイツにおける重量貨物車の対距離課金

- 1926年以降、ドイツのアウトバーンは無料で建設・管理してきたが、1995年に道路修繕費用の負担を目的にビニエット方式の課金制度を導入。(2005年に無線方式の対距離課金体系に移行)
- 2007年1月、課金回避のため、トラックが迂回したことで大幅な交通の増加が認められた全国的道路[※]の一部路線にも課金を実施。※高速道路と並行し、高速道路に類似した規格で、時間的に同様の効率性がある道路
- 2011年7月の連邦長距離道路課金法の改定により、今後、一定の条件(4車線以上、4km以上の区間、アウトバーンに直結等)を満たす連邦道路(対象距離:約2,000km)にも課金が可能となった。

自動料金収受システムの概要



■ 車載器(OBU)



■ コントロールゲート



※車載器がない場合は、事前登録・支払いが必要
※車載器はトールコレクト社が無償で配布

アウトバーンのネットワーク(2008年)

